

# 訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書

(医療保険・介護保険)

## 1 事業所の概要

### (1) 訪問看護ステーションの指定番号及びサービス提供地域

事業所名	訪問看護ステーションきょうわ
所在地	東京都文京区千駄木5丁目17番3号
事業所番号	東京都知事指定 介護保険事業所番号1367195829
サービスを提供する地域	文京区 その他の隣接区 (別途相談) *上記以外の方もご相談ください

### (2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名		1名
サービス提供者	保健師	0名		0名
	看護師	7名	4名	11名
	理学療法士		6名	6名
事務職員			2名	2名

### (3) 営業日時

月曜日～金曜日	午前8:30時～午後5:30時 早朝夜間についてはご相談ください
土・日・年末年始	休業 (ご相談ください)

\* 緊急連絡対応可

### (4) ステーションの方針

訪問看護師等は HEART(温かい心)、HAND(優れた技術)、HEAD (適確な判断) の 3 つをモットーとし、東京都及び区・その他で実施する研修を受け資質の向上を図りながらサービス提供に努めています。

## 2 訪問看護の内容

### (1) 病状の観察、心身の観察とケア

### (2) 日常生活の援助と指導

(食事指導・排泄介助・身体の清潔保持・床ずれ予防及び処置)

### (3) 医療器具の管理 (酸素療法・カテーテル管理等)

- (4) リハビリテーション
- (5) ターミナルケア（終末期のケア）
- (6) 介護者、家族の健康、療養、介護についての相談
- (7) 各種在宅サービスに関する相談と情報提供
- (8) その他、主治医の指示による処置

### 3 利用料

利用料は別紙によります。交通費は文京区内無料ですが、文京区以外で必要な場合は実費をいただきます。

#### 【緊急時対応】医療保険の場合

深夜時間帯(22 時～6 時まで)または緊急性の高い場合は、タクシーを利用し、その実費をご負担いただきます。

- 業務時間外：訪問看護師自宅から利用者宅までの往復運賃
- 業務時間内：訪問看護ステーションから利用者宅までの往復運賃

### 4 利用料の支払い

請求書は翌月 8～10 日頃に届けます。方法は下記から選べます。

- 郵便局自動払い込み  
利用月の翌月 15 日に口座から振替させていただきます。  
所定の申し込み用紙にご記入の上、看護師にお渡してください。
- 訪問看護の際に現金で支払う  
お支払いは、請求書がお手元に届いた後、次の訪問時をお願いします。
- 訪問看護の際に電子マネーで決済  
VISA、マスター、交通系等、IC チップ付きのカードが使えます。

### 5 訪問看護の中止(キャンセル)

訪問看護を中止する場合は実施の 2 時間前までに連絡してください。

### 6 緊急時の対応

- (1) 訪問看護サービスの提供中に利用者の病状が急変したり、その他必要が生じた場合は事前の打ち合わせにより、速やかに主治医・親族・救急隊・居宅介護支援事業者等へ連絡をとるなど 必要な対応をします。

主 治 医	主治医氏名
	連絡先
ご 家 族	氏名
	連絡先

- (2) 緊急を要する訪問又は交通事情等により、予定の訪問日時の変更を行うことがありますのでご了承ください。その場合はステーションよりご連絡・ご説明させていただきます。また予定していた訪問看護師が訪問できなくなった場合は、代行の看護師が訪問いたします。

#### 7 訪問看護ステーションからの理学療法士派遣について

理学療法士等による訪問看護はその訪問が、看護業務の一環のなかでリハビリテーションを中心としたものである時、看護職員に代わり訪問いたします。

#### 8 契約の終了

サービスの終了を希望される利用者様は、文書又は口頭で1週間前までにお申し出ください。

#### 9 虐待の防止について

ステーションは利用者様の人権の擁護・虐待の防止のために、必要があれば次に挙げる措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者を選定し、苦情解決体制を整備しています。
- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ・介護相談員を受け入れます
- ・サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる状況を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者            管理者：上田 由美子

#### 10 サービスに関する苦情・相談窓口

- (1) 当ステーションの訪問看護に関する相談及び苦情を承り対処いたします。

担当 管理者 上田 由美子            電話 03-3822-0128

不在の場合は在席する職員が対応し、速やかに管理者に報告いたします。

- (2) 当ステーション以外に、下記の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

文京区介護保険課介護保険相談係            電話 03-5803-1383

北区介護保険課保険相談窓口            電話 03-3908-1119

台東区介護保険課保険相談窓口            電話 03-5246-1245

荒川区介護保険課保険相談窓口            電話 03-3802-3111(内線 2431)

東京都国民健康保険団体連合会苦情対応窓口 電話 03-6238-0177

当ステーションで実施する訪問看護サービス事業の内容について、説明いたしました。

説明書の交付日 令和 年 月 日

事業者 事業所名 訪問看護ステーションきょうわ  
事業者指定番号 1367195829  
住 所 東京都文京区千駄木5丁目17番3号

説 明 者 \_\_\_\_\_

事業者から、契約書及び本書面に基づいて訪問看護重要事項について説明を受けました。

つきましては、訪問看護ステーションきょうわに訪問看護の実施を依頼します。

利用者 住 所  
氏 名 印

代理人 住 所  
氏 名 印

(利用者との続柄 )